

# 熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領

## 第1 目的

主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。いずれも食用又は酒造用に限る）の種子（以下「主要農作物種子」という。）の安定的な生産及び普及を図るため、国が示す「稲、麦類及び大豆の種子について」（平成29年11月15日付け29政統第1238号農林水産事務次官通知。以下「国通知」という。）を踏まえ、「熊本県主要農作物種子生産改善対策事業」（以下「本事業」という。）を実施するものとし、その運営はこの要領の定めるところによるものとする。

## 第2 熊本県主要農作物改良協会の位置づけ

県は、県下一円を事業区域とする採種団体である「熊本県主要農作物改良協会」（以下「改良協会」という。）を国通知の3の（3）の協議会に位置付け、県段階における主要農作物種子の生産及び普及に係る事項について協議等を行うものとする。

改良協会は、第4に示す種子計画に基づいた主要農作物種子の安定的な生産及び普及を図るため、優良種子の生産、普及、更新等に係る協議及び業務を行うものとし、その内容については、国通知の他、自らの事業方針や種子取扱要領等により定めるものとする。

## 第3 奨励品種の決定

県は、県内において生産及び普及を図る主要農作物の優良な品種（奨励品種及び認定品種とする。以下、「奨励品種」という。）を決定するために必要な試験を行い、その結果に基づき下記の手順を経て決定する。

### 1 奨励品種の調査基準及び決定基準

奨励品種を決定するための調査基準及び決定基準については別記1のとおりとする。

### 2 奨励品種の決定方法

奨励品種の決定にあたっては、熊本県主要農作物奨励品種審査会（以下、「審査会」という。）を開催し、その意見を聴くものとする。審査会の所掌事務、構成員等については別記2のとおりとする。

## 第4 種子計画の策定

県は、第3の2で決定した奨励品種を対象に、主要農作物種子の安定的な生産及び普及のため改良協会と協力の上、種子計画を定めるものとする。

### 1 改良協会は、自らが定める種子取扱要領等に基づき、また他の都道府県等との間の種子の移動数量等を考慮して、原種及び原原種（以下、「原種等」という。）と一般種子

の生産、需要、更新等に関する需給計画を策定し、次の期日までに県に提出するものとする。

稲 原則として1月末日

麦 原則として7月末日

大豆 原則として1月末日

2 県は、上記の計画に対し、必要に応じて計画の修正を指示することができる。

3 県は、改良協会が策定した需給計画をもとに種子計画を定める。(様式第1号)

## 第5 原種等及び一般種子の生産

### 1 対象品種

原種等及び一般種子の生産の対象となる品種は、第3の2で奨励品種に決定された品種又は県が必要と認める品種とする。

### 2 生産及び委託契約

(1) 県は、種子計画に基づき、改良協会と連携し原種等及び一般種子の生産及び普及に係る取組みを行うものとする。

(2) 県は、自ら原種等の生産を行うことに加え、種子計画に基づき、改良協会等に原種等の生産を委託し、原種等の安定供給を行うものとする。

原種等の生産を委託する場合、県は受託者と原種等生産計画を協議し、当該計画に基づいて受託者は原種等の生産を行うものとする。また、原種等の生産にあたっては、特段の配慮が必要であることから、設置については別記3のとおりとし、品質の確保については厳格に実施するものとする。

(3) 改良協会は、種子計画に基づき、種子場農協等と協議するとともに、適切な農家を選定し、原種等及び一般種子の生産を行うこととする。

(4) この場合、改良協会は種子場農協等別に品種別面積、種子生産(買入)数量、採種技術の履行等を指示し、種子場農協等との間で委託契約を結ぶものとする。

更に、種子生産農家と種子場農協等との間でも原種等及び一般種子の生産に関する委託契約を結ぶものとする。

### 3 ほ場の設置及び管理指導

県及び改良協会は、原種等及び一般種子の種子生産ほ場の設置にあたって、適正な種子場の確保に努めるとともに、種子場においても適切な農家を選定し、専門性の高い種子生産農家の育成を目指すこととする。

#### (1) 設置基準

種苗法第61条第1項に基づく指定種苗の生産等に関する基準(以下「生産等基準」という。)及び国通知の他、下記について考慮するものとする。

##### ア 農家の選定条件

- (ア) 種子生産事業に熱意のある農家であり、かつグループ採種を実施しようとする者。
- (イ) 採種しようとする作物の単位面積当たり収量がその地域の標準以上であること。
- (ウ) 1農家1作物1品種を原則とすること。

#### イ ほ場の選定条件

- (ア) 病害虫の発生、災害等の発生が少ない地帯であること。
- (イ) 通風、日照良好で、地力的に均一な地帯であること。
- (ウ) 水田については用水豊富、水質良好であり、畑についてはできる限りかんがいの便があること。

#### (2) 設置手続

ア 種子生産農家と委託契約を結んだ種子場農協等は、同契約に基づき設置したほ場について「指定種子生産ほ場指定申請書」(様式第2号)を改良協会を經由して知事に提出するものとする。

イ 指定申請書の提出期限は次のとおりとする。

稲 : 原則として毎年3月15日

麦 : 原則として毎年9月末日

大豆 : 原則として毎年3月15日

ウ 県は、提出された指定申請書を審査し、適当と認めた場合は指定種子生産ほ場に指定し、「指定種子生産ほ場指定通知書」(様式第3号)を改良協会を經由して種子場農協等へ通知するとともに、各広域本部農林(水産)部長及び各広域本部地域振興局農林部長に通知する。

#### (3) 指定種子生産ほ場設置台帳の整備

種子場農協等は、「指定種子生産ほ場設置台帳」(様式第4号)を備えつけるものとする。

#### (4) 管理指導

県、改良協会、農業普及・振興課、農業研究センター、種子場農協等は、協議の上、作物別、地帯別耕種基準に基づき、原種等及び一般種子の栽培管理に十分な指導を行うものとする。

### 第6 品質の確保

第5に基づき生産した原種等及び一般種子の品質を確保するために、審査員によるほ場審査及び生産物審査を行うものとする。

#### 1 ほ場審査

「ほ場審査」とは、審査員が指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、

穂揃い、成熟状況等について審査することをいう。生産等基準及び国通知に準じて実施するものとし、その審査基準及び方法については別記4のとおりとする。

## 2 生産物審査

「生産物審査」とは、審査員が指定種子生産ほ場において生産された種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。生産等基準及び国通知に準じて実施するものとし、その審査基準及び方法については別記4のとおりとする。

## 3 審査員

(1) 審査員は、次に掲げる者のうちから県が委嘱又は任命する。

ア 県の職員で農業改良助長法に基づく普及指導員及び農業研究センターの職員等、種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する者（以下、「県審査員」という。）

ただし、原種等の審査員については、原則として試験研究機関において原種等の生産に従事している者又は従事したことがある者とする。

また、県審査員は、審査の円滑かつ能率的な実施を図るため、他の審査員への助言及び指導を行うものとする。

イ 改良協会、県経済連及び種子場農協等の職員で種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する者

ウ その他県が適当と認める者

(2) 審査員の身分を示す証票の様式は、様式第5号による。

## 4 審査の実施

### 【ほ場審査】

(1) ほ場審査の請求

ア 種子生産者は指定種子生産ほ場について、改良協会及び種子場農協等の指示に従いほ場審査を受けなければならない。この場合、種子審査請求者は、ほ場ごとに標札(様式第6号)の掲示をしなければならない。

イ 採種ほのほ場審査を受ける場合は、定められた期日までに県審査員の所属機関長に審査を請求するものとする。

原種ほ等のほ場審査を受ける場合は、定められた期日までに改良協会を通じて県審査員の所属機関長に審査を請求するものとする。

審査請求にあたっては、末端事務の簡素化を図るため、種子生産者の代表(種子場農協等)が口頭で審査請求することができる。審査請求期日は下記のとおりとする。

稲 : 早期栽培 原則6月10日 普通期栽培 高冷地 原則7月末日  
その他 原則8月10日

麦：原則 3 月末日

大豆：原則 9 月末日

ウ 審査の請求を受けた県審査員の所属機関長は、審査の実施に必要な事項を聴取のうえ、審査野帳(様式第 7 号)に記載する。当該機関長は、審査員数に不足が生じると判断した場合、様式第 8 号により審査計画をたて、農林水産部長に提出するものとする。

農林水産部種子事業主管課は、審査計画の内容が適当と認められる場合、様式第 9 号により審査を管轄する機関以外へ県審査員の派遣を依頼できるものとする。県審査員の派遣を要請した機関は、審査が円滑に進むように、派遣を依頼された機関と緊密に連絡を取るものとする。

(2) ほ場審査の時期等

審査の時期は、指定種子生産ほ場における立毛状態について、少なくとも次の各時期に行うようにする。

審査時期	第 1 期	第 2 期
主要農作物種子の種類		
稲及び麦類	出穂期	糊熟期
大豆	開花期	成熟期

(3) ほ場審査の結果及び証明書の交付

ア 審査員は、当該農作物がほ場審査合格基準に適合するか否かの判定結果については、審査野帳に正確に記録し、保管するものとする。

イ 県審査員の所属機関長は、種子審査請求者等の求めに応じ、ほ場審査証明書(様式第 10 号)を交付するものとする。

【生産物審査】

(1) 生産物審査の請求

種子生産者は、ほ場審査に合格したほ場において生産された種子について、改良協会及び種子場農協等の指示に従い生産物審査を受けなければならない。

(2) 生産物審査の時期等

ア 生産物審査については、種子審査請求者の希望する時期及び場所において行うものとするが、調製後可及的速やかに行うものとする。

イ 種子場農協等は、共同保管、共同審査を行う場合は種子審査請求者の立会のもとに集団的、計画的(個人別、種類別、品種別)に行うよう指導すること。

(3) 生産物審査の結果及び証明書の交付

ア 県審査員は、前記種子が生産物審査基準に適合すると認めるときは、生産物審査証明書(様式第 11 号)を交付(包装用袋等の容器に刷込)する。

イ 一般種子の県審査員の所属機関長は、原種等を含めた生産物審査結果等を遅滞な

く農林水産部種子事業主管課長に報告するものとする。(様式第12号)

ウ 生産物審査証明書を交付した一般種子は、更に農産物検査法に基づく農産物検査を受けるものとする。

エ 生産物審査終了後、県審査員の所属機関長は、必要に応じ生産物審査証明書交付一覧表(様式第13号)により、その結果を検査を実施する登録検査機関長に通知するものとする。なお、種子生産を受託している農業協同組合等が登録検査機関として農産物検査を行う場合は、通知の必要はないものとする。

## 第7 種子の流通、価格、更新及び指導について

### 1 種子の流通

#### (1) 種子の買入及び配布

ア 種子の買入及び配布は、改良協会との優良種子の買入及び配布に関する契約に基づいて県経済連がその実務を行う。

イ 種子の買入及び配布の実務を行う県経済連は、種子関係の事業計画及び事業の予算を計上し、当該経理を明確にするとともに、契約書や帳簿等の必要な書類を整備しておくものとする。

#### (2) 種子の需給調整

ア 種子の配布にあたり種子生産量又は農家の種子需要量の動向が計画時と変化している場合には、配布時に種子需要量を再調査し、調整を図るものとする。

イ 県は改良協会から提出があった需給計画が、生産物審査結果報告、その他の状況から判断して適当でない場合は計画の修正を指示することができる。

ウ 種子に残量が生じた場合は、改良協会、県経済連が十分協議して処理する。

エ 種子取扱金利、その他種子の取扱についての細則は、改良協会、県経済連の契約に基づいて実施するものとする。

#### (3) 種子の包装

種子の配布に当たっては、一定単位の小包装として配布するよう指導を行うものとする。

包装用袋は、強度、透気度、病虫害防除等の点を考慮し、種子貯蔵中に悪影響を与えないものを選択し、袋に種苗法第59条に基づく指定種苗についての表示事項及び生産物審査証明書等を表示するものとする。

### 2 種子価格

#### (1) 種子価格の決定

改良協会は、種子買入前に各作物の参考買入価格について、種子の生産者及び需要者と十分協議するものとする。

種子の買入価格は種子生産農家が意欲を失うこととならないようにするとともに、

種子の価格は一般農家の種子更新意欲を損なわないよう十分考慮する。

県は、種子価格が優良種子の安定生産及び円滑な普及に与える影響が大きいことから、価格の安定について改良協会を指導するものとする。

### 3 種子生産の指導及び種子更新の普及

県は改良協会とともに、農業者の組織する団体及び種子生産者に対し、種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導を行うとともに、一般農家に対しても種子更新の重要性について指導を行うものとする。

また、県は、改良協会の行う事業の円滑化を図るために必要な援助を行うものとする。

#### (1) 種子生産の指導

改良協会は、県と連携し、種子場農協等を対象として研修会、講習会等を開催し、種子生産者の種子生産技術の向上を図るとともに、生育中、脱穀・調製時等の適切な時期に、種子生産者に対し指導を行うものとする。

また、ほ場審査の際は、種子生産者を立ち合わせ、審査時の指導により種子生産技術の向上を図るものとする。

なお、これらの指導に当たっては、作業の共同化（種子消毒、植付、薬剤散布、混変種抜取り、脱穀調製等の作業）についても、できるかぎりこれを促進するよう考慮するものとする。

#### (2) 種子更新の普及

改良協会は、県と連携し、需要地農協等に対し、品種の特性、種子更新の意義、適品種の選択基準等を周知徹底するものとする。

## 第8 附 記

1 この要領は、平成30年4月1日より施行する。

2 この要領の施行前に主要農作物種子法第3条第1項及び第7条第2項の規定に基づき指定された種子生産ほ場については、第5の規定に基づき指定されたものとみなす。

3 この要領は、平成31年2月5日に一部改正する。

(様式第1号)

## 年熊本県種子計画

年 月 日

### 年熊本県種子計画の概要

#### 指定種子生産ほ場指定計画

農作物名	指定採種ほ指定		県内種子供給				県内種子 需要見込 み(kg)	備考
	計画面積 (ha)	前年対比 (%)	見込数量 (kg)	予定種子生 産量(kg)	繰越在庫 (kg)	その他 (kg)		
稲								
麦類								
大豆								

原種等についても記載を行う場合は、備考に面積等を記載。  
詳細について資料を添付する。

(参考)

#### 1 農作物別作付面積及び指定採種ほ産種子更新率

農作物名	年実績(前年)		年見込(本年)		備考
	作付面積 (ha)	指定採種ほ産種 子更新率(%)	作付面積 (ha)	指定採種ほ産種 子更新率(%)	
稲					
麦類					
大豆					

種子更新率は、それぞれの農作物の生産面積に対する、自家採種農家、転用種子等を除き種子として生産、販売された種子の播種面積の割合を記載。

#### 2 主要農作物種子の生産状況(前年)

農作物名	原原種		原種		一般種子		備考
	作付面積 (a)	生産量 (kg)	作付面積 (ha)	生産量 (kg)	作付面積 (ha)	生産量 (kg)	
稲							
麦類							
大豆							

詳細について資料を添付する。



(様式第2号)

## 指定種子生産ほ場(指定採種ほ・指定原種ほ)指定申請書

該当部分を丸囲いし、不要な部分は二重線で見え消しすること

年 月 日

申請者(種子場農協等の長)

氏名 印

熊本県知事 様

熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領第5の3の(2)のAの規定による指定種子生産ほ場(指定採種ほ・指定原種ほ)の指定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

(別紙)

該当部分を丸囲い(指定採種ほ・指定原種ほ)

熊本県主要農作物改良協会との契約事項等	品種名	責任生産量 (袋: kg)	ほ場の枚数	集団数	農家数	設置面積 (a)	参考事項
	計					実農家数	

ほ場 番号	品種名	ほ場の所在地	設置面積 (a)	責任生産量 (契約数量) (袋: kg)	生産者氏名	参考 事項
計						

備考 1 各品種を混記しないこと。

2 上表には集計を、下表には品種毎の明細を記載する。

3 指定原種ほを設置する場合は、本様式を準用する。(他の様式についても同様とする。)

(様式第3号)

## 指定種子生産ほ場(指定採種ほ・指定原種ほ)指定通知書

該当部分を丸囲いし、不要な部分は二重線で見え消しすること

年 月 日

種子場農協等の長 様

熊本県知事

年 月 日付けで申請のありましたほ場については、熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領第5の3の(2)のウの規定により指定種子生産ほ場(指定採種ほ・指定原種ほ)(作物名)として指定したので通知します。

(様式第4号)

指定種子生産ほ場(指定採種ほ・指定原種ほ)設置台帳

区分						生産組合 (農協)名				集団代表者 氏名								
作物名	担当者 氏名	品種名	設置面積 (a)	市町村名	ほ場 番号	種子生産見込み量		実収量 (袋: kg)	検査 合計数量 (袋: kg)	一般ほ場 10a当収量 (kg)	経営面積			作物作付状況				
						10a当生産 量(kg)	総生産量 (kg)				田 (a)	畑 (a)	計 (a)	米 (a)	麦 (a)	大豆 (a)	計 (a)	

備考 区分欄の記載については、一般種子(指定採種ほにおいて生産された種子をいう。)原種の別を記載

(様式第5号)

5.5センチメートル	第 号
	年 月 日交付
	氏名
	熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領第6の規定による ほ場審査及び生産物審査を行う審査員の証
	熊 本 県 印

(表  
面)

熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領(抜粋)	(裏 面)
第6 品質の確保	
第5に基づき生産した原種等及び一般種子の品質を確保するために、審査員によるほ場審査及び生産物審査を行うものとする。(略)	サイズは(表面)と同じ
3 審査員	
(1) 審査員は、次に掲げる者のうちから県が委嘱又は任命する。	
ア 県の職員で農業改良助長法に基づく普及指導員及び農業研究センターの職員等、種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する者(以下、「県審査員」という。)	
ただし、原種等の審査員については、原則として試験研究機関において原種等の生産に従事している者又は従事したことがある者とする。	
また、県審査員は、審査の円滑かつ能率的な実施を図るため、他の審査員への助言及び指導を行うものとする。	
イ 改良協会、県経済連及び種子場農協等の職員で種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する者	
ウ その他県が適当と認める者	
(2) 審査員の身分を示す証票の様式は、様式第5号による。	

(様式第6号)

標 札

15 cm 以上

県指定種子生産ほ場(指定採種ほ)		} 該当する方を記載する
県指定種子生産ほ場(指定原種ほ)		
ほ場番号	第 号	
ほ場所在地	字 番地	
ほ場面積	アール	
種 類		
品 種		
播 種 期		
移 植 期		
種子生産者又は種子生産委託者		
住 所		
氏 名		

20 cm 以上

備考 1 標札は、堅牢なものとするとともに、耐水性のインクを用いて記載すること。

2 種子生産者は、指定に係るほ場を経営する者、また、種子生産委託者は、種子生産者に種子の生産を委託した者をいう。

(様式第7号)

年度指定種子生産ほ場(指定採種ほ・指定原種ほ)審査野帳

指定 生産者名	品種	ほ場所在地	指定 面積 (a)	第1期審査					第2期審査判定					指示事項 その他	
				判定	異品種 混入	特定 病害	災害	生育 状況	判定	異品種 混入	特定 病害	災害	生育 概況		見込 生産量(kg)
		字 番地		合格・不合格					合格・不合格						
		字 番地		合格・不合格					合格・不合格						
		字 番地		合格・不合格					合格・不合格						
		字 番地		合格・不合格					合格・不合格						
		字 番地		合格・不合格					合格・不合格						
		字 番地		合格・不合格					合格・不合格						
		字 番地		合格・不合格					合格・不合格						
		字 番地		合格・不合格					合格・不合格						
		字 番地		合格・不合格					合格・不合格						
		字 番地		合格・不合格					合格・不合格						

備考 判定は で記入し不合格の場合その右欄に理由別を記入

(様式第8号)

番 号  
年 月 日

(熊本県)農林水産部長 様

(審査員の所属機関)長

指定種子生産ほ場(指定採種ほ・指定原種ほ)審査計画について

このことについて、下記のとおり審査を行いますので、他機関からの審査員の派遣についてお取り計らい下さい。

記

年度(作物名)指定種子生産ほ場(指定採種ほ・指定原種ほ)審査計画

審査 予定日	市町村・地区名	対 象 面 積 (a)	対 象 筆 数	審 査 員 数 (人)	審査員 不足数 (人)	備考(審査 時期・品種 等)

- 備考 1 この報告書は審査開始の30日前までに(県農林水産部種子事業主管)課へ提出すること。
- 2 各審査時期別に提出すること。





(様式第10号)

## ほ場審査証明書

年 月 日

審査請求者 住所  
氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

熊本県(審査員の所属機関)長 印

下記の指定種子生産ほ場(指定採種ほ・指定原種ほ)において生産される主要農作物の種子(一般種子、原種)は、熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領第6の規定に基づくほ場審査基準に適合すると認められるので、この旨証明する。

### 記

種類	品種	ほ 所 在 地	見込収穫面積 (a)	見込生産数量 (kg)	備考

備考 この証明書は、ほ場審査が終了した後、審査請求者ごとに作成して交付する。

(様式第11号)

(用紙の大きさは、縦10cm、横12cm以上とする。)

## 生産物審査証明書

種苗法第61条第1項の規定に基づく指定種苗の生産等に関する基準に適合すると認められるので、この旨証明する。

区分	
----	--

審査請求者 氏名又は名称

住所

種類		品種	
----	--	----	--

年 月 日

熊 本 県 印

- 備考 1 区分欄の記載については、一般種子(指定採種ほにおいて生産された種子をいう。)、原種の別を記載すること。
- 2 この証明書は包装用袋等に刷込とする。

(様式第12号)

### 年度(作物名)生産物審査結果等報告書

番 号  
年 月 日

(熊本県農林水産部種子事業主管課)長 様

(審査員の所属機関)長

区分	ほ場審査							生産物審査			
	審査面積		合格面積		不合格面積		不合格理由	審査数量 (袋: kg)	合格数量 (袋: kg)	不合格数量 (袋: kg)	不合格理由
	(a)	筆数	(a)	筆数	(a)	筆数					

- 備考 1 区分の欄については、一般種子、原種の別を記載  
2 不合格理由については、合格基準にある項目等を記載

(様式第13号)

番 号  
年 月 日

(検査実施登録検査機関)長 様

(審査員の所属機関)長

### 生産物審査証明書交付一覧表

指定種子生産者

生産者氏名	品種	数量 (袋： kg)	交付月日	特記事項

- 備考 1 数量は、包装の量目単位ごとに区分して記入する。  
2 特記事項には、農産物検査上参考となる事項を記入する。

## 別記 1

### 熊本県主要農作物奨励品種決定調査基準及び奨励品種決定基準

#### 1 奨励品種決定調査基準

##### (1) 奨励品種決定調査の方法

ア 奨励品種決定調査（以下「調査」という。）の対象となる品種は、農業関係試験研究課題化要望調査等による生産・実需からの要望及び県施策等を踏まえ、次のすべての要件を満たすものの中から熊本県農業研究センターが決定する。

(ア) 調査に支障のない程度に品種の固定が進んでいること。

(イ) 調査に必要な種子が十分に供給されていること。

(ウ) 病害虫抵抗性、食味、その他の主要な特性について、検定により明らかにされていること。

(エ) 他県の既存の奨励品種（以下「対象品種」という。）との比較栽培試験等により、対象品種より改善された点が認められること。

(オ) 調査の協力体制が整っていること。

##### イ 調査の申請

品種育成者は、調査を受けようとする品種について、(1)の(ア)から(オ)までの事項に関する資料を添えて県に次により申請を行うものとする。

提出期限 春夏作 原則として 2月末日

秋冬作 " 9月末日

提出先 熊本県農業研究センター

##### (2) 調査の期間

ア 調査の期間は、原則として3カ年とする。ただし、3年未満の調査であっても他の都道府県その他の機関の調査から調査対象品種の特性が明らかかな場合はこの期間を短縮することができる。

イ 基本調査は、調査対象品種の特性を明らかにするため、第1年目に予備調査、第2年目以降に本調査を行う。

ただし、当該品種の特性が明らかかな場合には、予備調査を省略することができる。

ウ 現地調査は、基本調査の予備調査が終了後に行う。

##### (3) 調査に用いる品種調査には、次の品種を含めることとする。

ア 標準品種 調査対象品種の比較対象の基準となる品種

イ 比較品種 特定の形質を比較するための品種

##### (4) 調査の栽培試験で用いる耕種基準は、熊本県農業研究センターが別に定める。

#### 2 奨励品種等の決定基準

##### (1) 奨励品種等の採用基準

ア 奨励品種等の採用に当たっては、おおむね次の基準のいずれかを満たす品種のうち、普及上特に支障となる欠点がないものの中から選定するものとする。

(ア) 対象品種と比較して、収量、病虫害抵抗性、品質、食味その他栽培上の重要な特性及び生産物の利用上の重要な特性を総合的に勘案して明らかに

優れているものと認められること。

- (イ) 対象品種と比較して、収量、病虫害抵抗性、品質、食味その他栽培上の重要な特性及び生産物の利用上の重要な特性のいずれかについて明らかに優れていると認められること。

イ 県が奨励する品種として奨励品種と認定品種を設定する。

認定品種とは奨励品種決定調査の結果、下記のいずれかに該当するものとする。

(ア) 当該品種の地域または用途が制限されているもの。

- (イ) 奨励品種にするには課題が残されており、奨励品種にするまでに段階をおくことが適当と考えられるもの。

(ウ) 作付面積が減少しているが、廃止するまでに猶予期間をおくことが適当と考えられるもの。

ウ 奨励品種等の廃止基準

奨励品種の採用後、次のいずれかに該当すると認められるときは、当該品種等を廃止することができる。

(ア) 奨励品種等の特性が変化し、(1)のアの基準を満たさなくなった場合。

- (イ) 普及対象地域で栽培上重要とされる特性または生産物上重要とされる特性に関し、重大な欠陥が明らかになった場合。

(ウ) 当該品種の作付面積が著しく減少し、今後とも増加の見通しが無くなった場合。なお、その基準は別表のとおりとする。

(エ) 新たな奨励品種によって代替が可能である場合。

(オ) 当該品種の種子の供給が困難となった場合。

### 3 その他

ここに定めるものの他、必要なものについては奨励品種審査会で審議のうえ別に定めるものとする。

(別表) 奨励品種廃止の基準

作物の種類	全作付面積に対する当該品種の作付割合
稲	1% (水陸稲ごと)
麦類	1% (麦種ごと)
大豆	1%

注1 地域を限定した品種：作付面積に対する作付割合が上表に満たない場合は、当該品種の当初普及見込み面積の概ね10%を目安とする。

注2 用途を限定した品種：需要に応じた生産の必要がある品種の場合は、原則として面積の制約は受けない。

注3 新たに採用した品種：作付割合の制限を原則として4年間は適応しない。

## 別記2

### 熊本県主要農作物奨励品種審査会の所掌事務、構成員等

#### 1 目的

主要農作物の稲、麦類及び大豆（いずれも食用又は酒造用に限る）の優良品種の選定について審議し、その普及を推進することを目的とする。

#### 2 所掌事務

審査会は、次の事項を審議・検討するものとする。

- (1) 熊本県農業研究センターが行う奨励品種決定調査の基準に関する事項
- (2) 奨励品種及び認定品種の決定基準に関する事項
- (3) 奨励品種及び認定品種の決定及び廃止に関する事項
- (4) その他奨励品種及び認定品種の適正な普及に関する事項

#### 3 組織

審査会は、会長及び委員若干名をもって組織する。

なお、審議対象品種により必要に応じて実需者等を委員として出席を求めることができる。

- (2) 会長は農林水産部生産経営局長をもって充て、委員は別記のとおりとする。
- (3) 会長は、会務を総理し、審査会議の議長となる。

#### 4 会議

審査会議は、必要に応じて会長が召集する。

#### 5 庶務

審査会の庶務は、熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課で処理する。

#### 6 雑則

この要領で定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は会長が定める。



(別記)

熊本県主要農作物奨励品種審査会委員

- 会長 熊本県農林水産部生産経営局長
- 委員 九州農政局生産部長(又はその推薦する者)
- 熊本県農業協同組合中央会長( " )
- " 経済農業協同組合連合会長( " )
- " 経済連米穀流通協議会長( " )
- 熊本県主要農作物改良協会会長( " )
- 熊本製粉株式会社社長( " )
- 熊本県主食集荷協同組合理事長( " )
- 熊本県消費者団体連絡協議会代表( " )
- 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長
- "                    "                    農業技術課長
- " 農業研究センター農産園芸研究所長
- "                    "                    高原農業研究所長

別記3

熊本県主要農作物原種ほ等設置基準

区 分	内 容
1 ほ場の選定	(1) 地力、水利条件、諸災害発生状況等を充分考慮し、原種等生産及びほ場に適する地域を選定する。
2 生産者の選定	(1) 原種等生産者は採種地の農家の中から選定し、1農家について品種は1品種とし、1筆のほ場には1品種のみを作付する。
3 栽植・播種様式	(1) 異品種、交雑品種の容易な抜き取りができる様式とする。 (2) 稲の田植後の欠株補植及び麦・大豆の播種後の欠株の追播は行わない。
4 栽培管理	(1) 施肥、防除その他の除草、水管理等の作業については、地域の耕種基準に準ずるが、細部については熊本県農業研究センター及び農業普及・振興課の指導を受けるものとする。
5 収穫	(1) 収穫はバインダー刈り及び種子専用のコンバイン等により行うものとする。 (2) 収穫にあたっては、畦畔及び異品種から周囲1m以上を除いて収穫するものとする。
6 脱穀乾燥調製	(1) 脱穀機、専用コンバイン、乾燥機は事前に掃除及び点検整備を行い、脱穀乾燥の過程での異品種混入を防止する。 (2) 乾燥にあたっては、発芽率を低下させないよう張込量に応じた温度範囲で行う。 (3) 調製にあたっては、原種としての品位を保つため特に入念に行う。
7 立会	(1) 播種、田植、収穫乾燥調製作業等異品種混入が起きやすい作業時期には原則として、指導機関は立会指導を行うものとする。但し、立会ができない場合は事前に十分な指導を行うものとする。
8 病虫害	(1) 別記4 熊本県主要農作物種子生産ほ場等審査基準及び方法に定められた種子伝染性の特定病虫害は、罹病が認められた場合は、生産者の立会いを求めて原則として原種等としての生産を中止する。 特定病虫害 稲.....馬鹿苗病、心枯線虫病 麦類.....黒穂病、斑葉病、条斑病、穀実線虫病 大豆.....ウイルス病、黒痘病、紫斑病

## 別記4

### 熊本県主要農作物種子生産ほ場等審査基準及び方法

#### 1 基本事項

- (1) 審査の対象となる種子は、次の3種とする。

原原種、原種及び一般種子

- (2) 種子生産用種子の取扱い

ア 原原種を生産するために用いる種子は、生産する品種の育成者若しくはその者の所属する機関の直接の管理の下に適正に生産され、当該育成者若しくは当該機関が適正と認める育種家種子又は系統的に保存されている原原種とする。

イ 原種を生産するために用いる種子は、原原種とする。

ウ 一般種子を生産するために用いる種子は、原種とする。ただし、種子の生産を緊急に行う必要がある場合には原原種を用いることができるものとする。また、災害等により、原種の供給が困難になった場合には一般種子を用いることができるものとする。

- (3) 審査の単位

ア ほ場審査は、農道、畦畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位とする。

イ 生産物審査は、1包装を単位とする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作成することが可能な場合には、抽出審査又はばら審査を行うことにより当該荷口を1単位とすることができる。

- (4) 審査の時期及び回数

ア ほ場審査は、次の各時期に行うものとする。また、当該時期における審査のみでは適正な審査を実施することが困難な場合には、別の時期にも審査を行うものとする。特に、種子伝染性の病害又は虫害の発生する恐れのある場合には、最も確認し易い時期にも行わなければならない。更に、審査は、好天日を選び、早朝及び日没を避けなければならない。

	審査時期	
主要農作物種子の種類	第1期	第2期
稲及び麦類	出穂期	糊熟期
大豆	開花期	成熟期

(注) 麦類は、大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。

イ 生産物審査は、原則として密封する直前に行う。ただし、審査上必要な場合には、収穫後から包装・出荷までの期間の必要な時期に更に審査を行うことができる。

- (5) 種子の調製

ア 生産物審査に先立って、種子の調製を行うための施設・整備について、次の

項目を確認しなければならない。

(ア) 調製に当たって混種が起こらないような方法が採られていること。

(イ) 調製中に種子の出所及び由来が常に確認できるようになっていること。

(ウ) 調製作業及び種子の搬入・搬出に関する記録が適正に保存されていること。

(I) 調製作業の責任者が確保されていること。

イ 異なる荷口同士を混合して新たな荷口を作成する場合には、種子の品種が同一である場合に限るものとする。また種子の階級が異なる荷口同士を混合する場合には、混合して作成された荷口は、混合した荷口のうち量も低い階級に属するものとして審査しなければならない。

#### (6) ほ場の隔離

ア 前作に種子生産が行われる作物と同じ作物が栽培されていた場合には、原則として前作の収穫後1年以上を経過していなければならない。ただし、前作に同一作物の同一品種の種子の生産が行われ、異品種混入の理由により不合格となっていない場合又は収穫後の漏生種子の芽生を除草剤等によりの確に処分している場合にはこの限りではない。

イ 隣接の同一作物のほ場とは、用排水路、畦畔、垣根、裸地等によって区分され十分な距離が確保されていないといけない。ただし、出穂又は開花期が異なる品種が隣接している場合又は周縁に同一品種が栽培されている場合にはこの限りでない。

ウ 稲の場合、一代雑種の種子を生産する場合は、母本の開花期に母本が父本以外の交雑花粉源から十分に隔離されるようにすること。ただし、被覆材、障害物等により隔離される場合はこの限りではない。

## 2 審査の基準及び方法

### 【ほ場審査】

#### (1) ほ場審査の合格基準

審査項目 種子の種類	変種、異品種 及び異種類の 農作物	雑草	種子伝染 性の特定 病虫害	その他の病 虫害及び気 象被害	農作物の生 育状況
原原種 原種 一般種子	含まないこと	収穫までに 除去等の処 置がとられ るもの	罹病しな いもの	殆ど被害の ないもの	整一、健全 なもの

(2) 審査項目別判定基準

ア 変種、異品種及び異種類の混入については、審査ほ場1単位ごとに変種、異品種及び異種類が1株でも混入している場合不合格とする。但し、混入しているものの抜き取りを指示し、再審査で確認した場合は合格とする。

イ 雑草については、農作物の健全な生育確保のために適切に除去するとともに、特に生産物へ種子が混入する可能性がある雑草については除去を徹底する。収穫までに除去処置がとられ、種子として使用できると認めるものは合格とする。

(参考)注意が必要な雑草

	雑草の種類	最高限度
稲	ヒエ、タカサブロウ、ミズガヤツリ、ホタルイ	収穫時までに除去等の処置がとられ、種子としての使用に差し支えない場合は合格とする。
麦類	カラスノエンドウ、ヤエムグラ、ママコノシリヌグイ	
大豆	ヒエ、メヒシバ、オヒシバ、イヌビエ、アカザ	

ウ 種子伝染性の特定病虫害については、審査ほ場1単位ごとに1株でもあった場合不合格とし、その他の病虫害については、達観審査により2割を上回る罹病では不合格とし、2割以下のものは抽出審査を行い、その結果、茎葉の罹病程度が軽微で稲及び麦類にあっては穂に、大豆にあっては莢に病斑が認められず、又は極軽微で適当な処理をすれば種子として使用できると認めるものは合格とする。

(参考)対象病虫害の種類

	種子伝染性の特定病虫害	その他の病虫害
稲	馬鹿苗病、心枯線虫病	いもち病、白葉枯病、籾枯細菌病、紋枯病
麦類	黒穂病、斑葉病、条斑病 穀実線虫病	赤かび病、縞萎縮病
大豆	ウイルス病、黒痘病、紫斑病	葉焼病、黒根腐病

エ 風水害、虫害、その他災害の程度については、被害があっても被害部分を除去するか、又は、適当な処理をすれば種子として使用できるものは合格とする。但し、稲にあっては被害程度が2割を上回る場合は不合格とする。

オ 生育状態が整一健全であり、種子として欠点が認められないものは合格とする。

カ 審査員は、ほ場審査の実施にあたり、現況では基準に適合しないものであ

っても、雑穂抜き取り又は栽培管理の改善によって審査基準に適合すると認められる場合には、必要事項を指示し、その実施状況を審査して、優良種子の生産確保に配慮し、いたずらに失格させることのないようにする。

キ 審査員は、自己の行った審査の適否の判定に対し、異議の申し立てをされる場合があるため、審査結果を審査野帳に詳細に記録するとともに、失格したときは、種子審査請求者に対し、理由を明示して納得するよう説明する。

ク 審査員は、審査の実施にあたり次の事項に十分留意する。

(ア) 種子消毒等の種子予措が適切であるか。

(イ) 管理及び病虫害防除が適切であるか。

(ウ) 変種、異品種及び異種類等の抜き取り時期及び処置が適切であるか。

(エ) 作物の種類、品種及びほ場面積の確認

(オ) 審査は適期を失わないように留意する。

### (3) 審査の方法

#### ア 全株審査

変種、異品種及び異種類の混入及び特定病虫害については、ほ場1単位ごとに全株を対象に審査を行う。

#### イ 達観調査

その他病虫害、気象被害及び生育状況については、ほ場1単位ごとに周囲を廻りながら、または適宜ほ場に入って周囲を注意深く見渡しながらか、混入、発生または生育の程度を達観的に審査を行う。

#### ウ 抽出審査

イの達観審査により判定困難なものについて、ほ場における畝をランダムに5カ所(1カ所につき水稻及び大豆の場合は実株で20株、陸稻及び麦類の場合は1.5m間隔の茎数)以上を抽出して精密な審査を行う。

### (4) 審査上の注意、指導事項

ア 第1期、第2期の審査だけでは適正な審査を実施することが困難な場合には、稲及び麦類にあつては幼穂形成期、大豆にあつては発芽期及び落葉期等に予備調査を実施して審査の合否判定に万全を期すること。

イ 異株及び病株等については各期審査前に抜き取るよう指導すること。

### (5) ほ場審査後における種子生産農家に遵守させる事項

ア 適期刈取を励行させ、過熟にならないようにすること。

イ 脱穀にあつては、脱穀機の使用前後の清掃を的確に行い、回転数は規定数の85%以下で実施させること。

ウ 刈取調製後の保管中における病虫害、鼠害に注意させ、種子としての条件を損しないこと。

エ 種子センターの利用にあつては、種子専用袋を使用し、種子生産者並びに品種区分については、種子センターの指示に従い、混種防止に努めること。

【生産物審査】

(1) 生産物審査の合格基準

ア 稲

審査項目 種子の種類	最低限度	最高限度					
	発芽率	異品 種粒	異種 穀粒	雑草 種子	病虫害粒		水分
					種子伝染性 の 特定病虫害 粒	その他の 病虫害粒	
原原種	90%	含まないこと	含まないこと	0.0%	含まないこと	0.5%	14.5%
原種				0.0%			
一般種子				0.2%			

イ 麦

審査項目 種子の種類	最低限度	最高限度					
	発芽率	異品 種粒	異種 穀粒	雑草 種子	病虫害粒		水分
					種子伝染性 の 特定病虫害 粒	その他の 病虫害粒	
原原種	80%	含まないこと	含まないこと	0.0%	含まないこと	0.5%	小麦 12.5%
原種				0.0%			
一般種子				0.2%			

ウ 大豆

審査項目 種子の種類	最低限度	最高限度					
	発芽率	異品 種粒	異種 穀粒	雑草 種子	病虫害粒		水分
					種子伝染性 の 特定病虫害 害粒	その 他の 病虫害 粒	
原原種	80%	含まないこと	含まないこと	0.0%	含まないこと	10%	15.0%
原種				0.0%			
一般種子				0.0%			

(注1) 百分率は、発芽率を除き、全量に対する重量比をいう。

(注2) 発芽率は、審査対象品種の純種子粒に対する正常発芽粒の粒数割合とする。

ただし、純種子粒は、成熟粒、未熟粒及び被害粒（種子の内容が線虫の虫えい又は菌体によって置き換わっているもの、稲及び麦類の場合は粒の原形の2分の1以下並びに大豆の場合は粒の原形の2分に1以下のもの及び子葉が1枚以下のもの並びに種皮が完全に離脱したものを除く。）をいう。

また、正常発芽粒は、稲及び麦類の場合十分かつ健全に発達した種子根、茎及び第1葉（鞘葉から2分の1以上抽出したものに限る。）を有し、かつ、種子に著しい衰弱がない芽生を生じた純種子粒をいい、大豆の場合十分かつ健全に発達した一次根、茎（展開した2枚の子葉を有していたものに限る。）2枚の初生葉及び頂芽を有する芽生を生じた純種子粒をいう。

（注3）異品種粒は、審査対象品種の純種子粒を除いた当該主要農作物の種類（稲の場合、水陸稲別及びもち・うるち別の種類に区分した場合の当該稲の種類をいう。（注4）において同じ。）の純種子粒をいう。

（注4）異種穀粒は、当該主要農作物の種類を除いた他の農作物の純種子粒をいう。

（注5）雑草の種類は次のとおりとする。

	雑草の種類
稲	ヒエ、タカサブロウ、ミズガヤツリ、ホタルイ
麦類	カラスノエンドウ、ヤエムグラ、ママコノシリヌグイ
大豆	ヒエ、メヒシバ、オヒシバ、イヌビエ、アカザ

（注6）対象病虫害の種類

	種子伝染性の特定病虫害	その他の病虫害
稲	馬鹿苗病、心枯線虫病	いもち病、白葉枯病、粃枯細菌病、紋枯病
麦類	黒穂病、斑葉病、条斑病、穀実線虫病	赤かび病、縞萎縮病
大豆	ウイルス病、黒痘病、紫斑病	葉焼病、黒根腐病

## (2) 審査の方法

### ア 審査試料の抽出方法

荷口の作製方法、審査場所の状況を勘案して、原則として、次のいずれかの方法を採用し、審査する。

ただし、発芽率測定のための試料は、ほ場審査の結果を念頭におき、生産者毎、品種毎に採取し、各々縮分したものをもち、1測定対象とする。

#### (ア) 毎個審査

一包装ごとに抜取り審査をする。

#### (イ) 抽出審査

審査場所の状況を勘案して、移動法又は静置法により審査する。

#### (ウ) ばら審査



施設において連続的に処理され、自動試料採取装置を設置している場合や大型の出荷容器を用いる場合には試料均分器又は四分法により縮分して審査する。

#### イ 発芽率の測定方法

##### (ア) 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、水稻及び麦類は1区100粒、2反復計200粒、大豆は1区25粒、2反復計50粒を用意する。

##### (イ) 測定条件

主要農作物の種類	発芽床の条件	温度	測定日		休眠打破法その他の留意事項
			第1回目	最終	
稲	ろ紙の上	25	5	14	予熱(50、5日間)
麦類	ろ紙の上	20	4	7	予冷(5から10、3日間)、水で湿ったろ紙に静置
大豆	ろ紙の上	25	5	8	-

(注1)温度は、上下1の範囲に留めなければならない。

(注2)発芽は照光条件で行うことが望ましい。

(注3)測定日には、休眠打破を行った期間は含まない。第1回目の測定日は、1ないし3日の幅を持ってよい。発芽率の測定は、最終の測定日を過ぎて行ってはならない。

##### (ウ) 測定結果の計算と誤差の取扱い

発芽率の測定結果は、2測定区の平均を百分率で整数(端数は四捨五入)として計算する。

##### (エ) 測定結果の通知

発芽率の測定結果は、改良協会を通じて審査員、種子場農協等に通知する。

#### ウ 異品種異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の測定方法

##### (ア) 測定試料採取及び分離

測定試料は、1測定単位につき稲50g、麦類100g及び大豆500gを採取し、純種子粒、異品種粒、異種穀粒、雑草種子、病虫害粒及びその他の内容物に分離する。

##### (イ) 測定及び測定結果の処理

重量を小数点第1位までのグラム単位で秤量する。